

## 「支払審査会」のご利用状況

保険金・給付金等のお支払いに関して不服のお申し出があった場合、当初の支払・不払いを決定した部門とは別の部署で再査定を行っています。その結果にもご納得いただけない場合は、お客さまのご希望により「支払審査会」での審査をご請求いただくことができます。

「支払審査会」は、会社とは全く利害関係のない社外の委員（弁護士・医師・大学教授・消費者問題の専門家）のみで構成され、中立的な視点で支払査定結果等の妥当性を審査いたします。支払審査会は平成 19 年 1 月に設定され、原則毎月 1 回開催しています。

### 支払審査会審査状況

平成 27 年 1 月から平成 27 年 12 月までの「支払審査会」のご利用は 5 件で、審査内容は以下の通りでした。

| 項目       | 内容   | 合計  |
|----------|--|-----|
| 告知義務違反解除 | 告知義務違反による保険契約解除との決定に対するお申し出                | 2 件 |
| 死亡保険金    | 死亡保険金の免責事由による死亡保険金不支払との決定に対するお申し出          | 1 件 |
| 高度障害保険金  | 高度障害状態に該当しないことにより高度障害保険金不支払との決定に対するお申し出    | 1 件 |
| 保険料払込免除  | 保険料払込免除事由に該当しないことにより保険料払込免除非該当との決定に対するお申し出 | 1 件 |
| 合計       |  | 5 件 |